利用できる制度一覧（３級）　※手当に関しては、障がい福祉課の窓口でご相談ください。

	制度項目	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックにて	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□	住宅設備改良に対する助成	浴室、便所、玄関、台所、廊下などを改造する費用を助成 （助成限度額80万円） ※助成の可否については、事前に相談 ※障害の内容に応じた既存住宅設備の改良が対象。	・身体障害者手帳1級又は2級所持者 ・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	障がい福祉課　窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	Ⅰ工事前 □身体障害者手帳 □認印 □工事見積書 （社印・代表者印の押印・代表者名の記載必須） □家主の承諾書（借家の場合のみ） □預金通帳(本人名義) □工事の見取り図 □工事前の写真 □世帯全員の課税・非課税証明書 （今年の1月1日以降に小田原市に転入された方） Ⅱ工事後 □請求書 □領収書 □工事後の写真	※障がい者の属する世帯について1回限り。 ※介護保険から給付が受けられる場合は、介護保険制度が優先。
□	自動車改造費の助成	自動車の改造に直接要した費用を助成 （助成限度額10万円）	下記①～③条件全てに該当する方 ①障がい者本人が所有し、運転する自動車の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方 ②身体障害者手帳 肢体不自由1～3級 ③市町村民税非課税	障がい福祉課　窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	□身体障害者手帳 □認印 □運転免許証（改造要件の記載が必要） □車検証 □預金通帳(本人名義) □改造にかかる費用の見積書 □自動車改造に係る請求明細書及び領収書 □非課税証明書（今年の1月1日以降に小田原市に転入された方）	※1車両につき1回を限度とします。 ※再度申請する場合は、前回申請から5年を経過していることとします。
□	所得税の障害者控除	障害者控除(27万円控除)	・身体障害者手帳3級～6級所持者	小田原税務署 （35-4511）		
□	住民税の障害者控除	障害者控除(26万円控除)	・身体障害者手帳3級～6級所持者	市民税課 （33-1351）		
□	自動車・軽自動車税の減免	自動車取得税、自動車税（県税） 減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照	小田原県税事務所 （合同庁舎2階 32-8000）	□身体障害者手帳 □認印(車所持者のもの) □運転免許証 □車検証	※障がい者1人につき1台のみ。営業車は対象外。 ※自動車税の減免を受けた方は、福祉タクシー券の交付を受けることができません。 ※軽自動車の申請期間は、納税通知書送付後(5月初旬)～納期限（5月末）。
		軽自動車税（市税） 減免	・身体障害者該当等級はガイドブック参照	市税総務課 （33-1343）		
□	有料道路通行料の割引	有料道路通行料5割引	身体障害者手帳所持者 （1種、2種で対象となる自動車の範囲が異なる） 1種⇒本人が運転、あるいは介護者が運転し本人が同乗するとき 2種⇒本人が自動車を運転するとき	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳 □車検証 □運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ) □割賦契約書又はリース契約書（ローン又は長期リースの場合のみ） ETC利用の方(上記に加えて) □ETCカード(障がい者本人名義。未成年の場合は親権者名義) □ETC車載器セットアップ申込書・証明書	1種：本人が運転、あるいは介護者が運転し、障がい者が同乗する自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの 2種：身体障がい者本人が運転する自動車等で障がい者本人、配偶者、子、孫、兄弟、姉妹、同居の親族等が所有するもの ※最長2年更新で、期限満了の2か月前から更新の手続きが可能です。 ※ローンを完済されている場合は、車検証の所有者の名義変更を行ってから手続きをしてください。
□	ＪＲ、公営・民営鉄道、地下鉄運賃の割引	乗車運賃5割引 詳細はガイドブック参照	身体障害者手帳所持者 （1種、2種で対象となる範囲が異なる） 詳細はガイドブック参照 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	各交通機関窓口	□身体障害者手帳	※障害者手帳提示のうえ、駅窓口または券売機で小児用普通乗車券を購入し、改札係員に手帳を提示し利用してください。 ※ICカード利用時は、自動改札機にタッチして入場し、出場駅では改札窓口にて改札係員に障害者手帳とICカードを提示し利用してください。
		定期5割引	1種⇒本人が12歳未満(小児)の場合の介護者 本人が12歳以上の場合、本人・介護者とも 2種⇒本人が12歳未満(小児)の場合の介護者			
□	バス運賃の割引	乗車運賃5割引 定期(12歳以上のみ)3割引 ※希望者には「運賃割引者証(バス券)」を発行。１年ごとに更新手続きが必要。（1種の方は赤線２本、２種の方は赤線１本）	身体障害者手帳所持者 （1種、2種で対象となる範囲が異なる） 1種⇒本人のみ、あるいは介護者が同伴して乗車するとき 2種⇒本人のみ乗車するとき	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳	※手帳の提示のみでも割引になります。手帳又は「運賃割引者証」を提示の上、割引後の運賃を支払います。提示方法は各バス会社に確認してください。 ※12歳未満は介護付割引証（赤線2本）を発行します。 （12歳未満の方は２種でも同乗する介護者を割引。）

裏面あり

利用できる制度一覧（３級）　※手当に関しては、障がい福祉課の窓口でご相談ください。

	制度項目	制度内容 ※詳細は障がい福祉ガイドブックにて	対象条件及び該当等級	手続きする場所	必要なもの	注意事項
□	NHK放送受信料の減免	全額免除	・身体障害者手帳をお持ちの方のいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳 □認印	※NHK視聴者コールセンター 0570-077-077
		半額免除	世帯主が次の障害の程度で、受信契約者である場合 ①視覚障がい者(1～６級)　②聴覚障がい者(１～６級) ③肢体不自由(１・２級)　④内部障がい者(１・２級)	障がい福祉課　窓口 担当：障がい福祉係 （33-1446）	□身体障害者手帳 □認印	
□	水道料金の減免		橘地区、国府津の一部の地区の県営水道利用者で、 重複障がい者世帯の方 （次の2以上に該当する方がいる世帯：身体障害者手帳3級所持者・療育手帳B1またはB2所持者・精神保健福祉手帳2級所持者）	県企業庁水道局 (0463-22-2711)	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障害者保健福祉手帳	
□	携帯電話基本使用料の割引	基本使用料や通信料等割引	身体障害者手帳所持者 (契約者が障がい者本人の場合に限る)	各店舗		※各社問い合わせ先 NTTドコモ 0120-800-000、 ａｕお客様センター 0077-7-111 ソフトバンク 0088-240-157
□	レンタカー使用料の割引	各社にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	ご利用のレンタカー各社		※事前に各社へお問い合わせください。
□	公共・文化施設の利用料等の割引	各施設にお問い合わせください	身体障害者手帳所持者	各施設		※事前に各施設へお問い合わせください。
□	避難行動要支援者所在マップ	災害時に救出及び避難誘導をするため、要支援者を所在確認するためのマップに掲載	ひとり暮らしの高齢者や障がい者等	福祉政策課 担当：福祉政策係 (33-1863)		
□	補装具の交付・修理について	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料) 障がいの種類によって交付できる 補装具が異なるので要相談	身体障害者手帳所持者 ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前	障がい福祉課　窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	□身体障害者手帳 □認印 □見積書 □医師の意見書(補装具の種類に応じて) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ) □世帯全員の課税・非課税証明書（今年の1月1日以降に小田原市に転入された方） □個人番号カードまたは通知カード	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は製作・修理前に行ってください。（事後は対象外。） ※労働災害事故による障がいの場合は労働基準監督署へ問い合わせ
□	日常生活用具費の給付	基準となる額までの1割が自己負担 (市民税非課税世帯は無料)	品目・対象者はガイドブック巻末の別表参照(Ｐ70～) ※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前	障がい福祉課　窓口 担当：障がい者支援係 （33-1468）	□身体障害者手帳 □認印 □見積書 □購入希望用具のカタログ(コピー可。ストマ以外は基本的に提出) □公的年金等の金額を確認できる書類(市民税非課税の方のみ) □世帯全員の課税・非課税証明書（今年の1月1日以降に小田原市に転入された方）	※一定以上の所得がある世帯は助成対象外 ※介護保険から給付が受けられる場合は介護保険制度が優先 ※申請は購入前（購入後の申請は対象外）
□	駐車禁止の規制対象からの除外	①道路標識等で駐車禁止されている場所 ②パーキングメーター又はパーキングチケット設置区間	視覚障がい１～３級及び４級の１ 聴覚障がい２．３級／平衡機能障がい３級 上肢障がい１級．２級の１、２級の２ 下肢障がい１～４級、体幹障がい１～３級、内部障がい１～３級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい１～３級	小田原警察署交通課 (32-0110)	□障害者手帳の写し(確認のため原本必要) □認印 □障がい者本人の住民票	※代理申請される場合は、他に書類を求められることがあるため、事前に電話で確認が必要。

※【障がい福祉ガイドブック】をお持ちでなくご希望の方は、郵送いたしますのでご連絡ください。

裏面あり